

研究報告

トランプ関税と北東アジア

新潟県立大学北東アジア研究所教授

中島朋義

要旨

本稿では2025年1月に成立した米国の第二次トランプ政権における関税政策について整理した。初めにトランプ政権で新たに導入された関税、トランプ関税の種類とその法的根拠を整理し、それぞれの特徴を明らかにした。そこからトランプ関税の目的について考察した。次いで2025年に行われた米国と各国との関税交渉の経緯を整理した、ここでは特に北東アジアの日本、韓国、中国との交渉に着目し、その詳細を整理した。最後に、2026年2月の米連邦最高裁の判決で、トランプ関税のうちで主要な部分を占めた国際緊急経済権限法(IEEPA)に基づく関税が無効とされた影響を分析し、今後の米国の関税政策の展望を記した。

キーワード：関税政策、米中対立、トランプ政権

JEL Classification：F13

1. はじめに

2025年1月、ドナルド・トランプは自らの二回目の米国大統領職に就任した。トランプの通商政策は第一期においても、多国間協力による自由貿易の推進を目指すGATT・WTO体制からは大きく離反したものであったが、第二期においてはその度合いがさらに顕著となった。

またアメリカ社会全体での保護貿易主義の高まりの中で、第一期トランプ政権の後の民主党のバイデン政権も、必ずしも自由貿易主義的な通商政策に復帰できなかった。具体的には、第一次トランプ政権の発動した対中関税を存置したこと、第一次トランプ政権が離脱したTPPへ復帰しなかったこと、第一次トランプ政権が引き起こしたWTOの紛争解決制度の第二審に相当する上級委員会の機能停止問題を放置したこと、などが指摘できる。

こうした状況で第二次トランプ政権は、これまで用いられてこなかった法的根拠を用いた新たな関税を次々に発動した。これらはトランプ関税と呼ばれることとなった。本稿ではその関税政策の実態を整理し、特に北東アジア諸国を中心としてその影響を分析する。

2. トランプ関税の種類と法的根拠

米国の制度においては関税の賦課は基本的に議会の権限とされている。例外的に大統領(行政府)の判断で関税を賦課する場合、その法的根拠が必要とされる。トランプ関税の法的根拠として

は(表1)にある法律が挙げられる。

これらのうちで通商法122条、同201条、同301条は、貿易相手国の不正な措置に対する対抗措置や、国内産業に対する急激な影響の緩和措置として関税の賦課を認めるもので、WTOの規定上認められるか否かはともかく、政策の概念としては伝統的な通商政策の範囲内にあるものと考えることができる。これに対して、通商拡大法232条、国際緊急経済権限法(IEEPA)は安全保障上の必要性を理由とするもので、伝統的な通商政策の範囲からは外れる性格の政策と言える。

(表2)に示したとおり、第二次トランプ政権で新たに導入されたトランプ関税のうち、中国、カナダ、メキシコを対象としたフェンタニル関税及びほぼ全世界を対象に全品目に賦課された「相互関税」(reciprocal tariffs)¹がIEEPAに基づくものであり、全世界を対象に品目別で賦課された自動車関税及び鉄鋼・アルミニウム関税が通商拡大法232条に基づくものであった。即ち、新たに導入された関税はすべて安全保障上の理由を根拠としたものであり、その点でそれ以前の米国の通商政策とは大きく一線を画すものと言える。

さらに、IEEPAを根拠として設けられた関税のうち、フェンタニル関税は麻薬の流入、不法移民の流入を理由としており、一般的な安全保障上の必要性の概念からは逸脱しているようにも見られる。「相互関税」も、米国の貿易収支の赤字全体が、安全保障上の問題であるという論旨に立っており、かなり強引な理屈づけと言わざるを得ないものであった。

¹ 米国が一方的に貿易相手国の貿易障壁を認定して関税を課す制度であり、相互とは程遠い内容であるので、本稿では括弧を付した。

表1 トランプ政権に関わる関税措置の法的根拠

種類	内容	適用例	調査期間
通商法122条	巨額かつ重大な国際収支赤字に対処するため、大統領はいつでも、従価で15%を超えない範囲の輸入課徴金、あるいは輸入割当などの規制措置を、150日を限度に付加できる。	第二次トランプ政権	なし
通商法201条	米国国際貿易委員会(USITC)が、特定製品の輸入が国内産業への重大な損害要因またはその恐れとなっていると認定した場合、大統領は緊急輸入制限措置(セーフガード措置)を発動できる。	第一次トランプ政権、バイデン政権、第二次トランプ政権	あり
通商法301条	外国の通商慣行が貿易協定に違反している場合や、不合理・差別的である場合に、大統領の指示に従って米国通商代表部(USTR)に輸入制限措置を発動する権限を付与。	第一次トランプ政権、バイデン政権、第二次トランプ政権(いずれも対中国)	あり
通商拡大法232条	ある製品の輸入が米国の安全保障を損なう恐れがあると商務省が判断した場合に、当該輸入を是正するための措置を取る権限を大統領に付与。	第一次トランプ政権、バイデン政権、第二次トランプ政権	なし
国際緊急経済権限法(IEEPA)	米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使する。 IEEPAに基づく関税については、2026年2月20日に連邦最高裁で違法判決が出され無効となる。	第二次トランプ政権	なし

出所:日本貿易振興機構(2024)他

表2 第二次トランプ政権の関税政策(2025～2026年)

	関税の呼称	法的根拠	理由	内容	発動日
国別	フェンタニル関税(中国)	国際緊急経済権限法(IEEPA)	安全保障(合成麻薬の流入防止)	全輸入品に10%↑	025年2月4日、発動 2025年3月4日、関税率を20%に引き上げ 2025年11月10日、関税率を10%に引き下げ 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決
	フェンタニル関税(カナダ・メキシコ)	国際緊急経済権限法(IEEPA)	安全保障(合成麻薬の流入防止、不法移民の防止)	全輸入品に20% カナダ産エネルギーは10%	2025年3月4日、発動 2025年3月6日、例外措置導入 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決
分野別・全世界	自動車関税	通商拡大法232条	安全保障	自動車・部品に25% 日本、EU、韓国は15%	2025年4月3日、完成車発動 2025年5月3日、部品発動 2025年7月22日、対日本関税率を15%に引き下げ 2025年7月27日、対EU関税率を15%に引き下げ 2025年7月30日、対韓国を15%に関税率引き下げ
	鉄鋼・アルミ関税	通商拡大法232条	安全保障	鉄鋼・アルミ製品と加工製品に25%→50%	2025年3月12日、発動 2025年6月4日、関税率を50%に引き上げ
全世界	「相互関税」	国際緊急経済権限法(IEEPA)	安全保障	最低限10%+国ごとに上乗せ税率	2025年4月9日、発動 2025年4月10日上乗せ部分を凍結 2025年8月1日、上乗せ部分発動 2026年2月20日、連邦最高裁の無効判決
	代替関税(通称)	通商法122条	重大な国際収支の赤字 「相互関税」の代替	一律10%	2026年2/24発動、150日が期限。

出所:日本経済新聞他、各種資料から筆者作成

3. トランプ関税の目的

トランプ関税の目的を、前節に掲げた個々の関税の法的根拠から文字通りに解釈すれば、安全保障ということになる。しかし、それは本質的な説明にはなっていない。逆に発動された個々の関税の特徴から考えると、トランプ関税の目的としては、以下の三つが挙げられよう。

①貿易赤字の解消と雇用の拡大

関税を課すことによって製造業の国内回帰をはかり、国内での雇手を拡大する。

これは特に、品目別関税である自動車関税、鉄鋼・アルミニウム関税などの実質的な目的として表れている。

②中国との二国間競争の手段

関税を第一次トランプ政権から続く中国との経済、安全保障両面での覇権争いの手段として用いる。

これは特に、フェンタニル関税、「相互関税」を用いた、中国との関税戦争で示されたと言える。

③政府収入の確保

これは「相互関税」において、米国が貿易黒字を得ている国も含めて、全ての国に10%の最低限の関税率を課していることから読み取れる。

4. 各国別関税交渉の開始

トランプ関税は(表2)にあるように、2025年2月4日のフェンタニル関税(対中国)の発動を皮切りに順次導入された。このうちもっとも影響が大きいとみられたのはIEEPAに基づく「相互関税」であった。同関税は4月9日に(表3)にある関税率²で各国に対して発動した。米国債市場での金利上昇など、金融市場の動揺を招いたため、翌10日に関税率の上乗せ分が撤回され、一旦、一律10%

に引き下げられた。

その後、米国は各国と個別の関税交渉に入った。二国間交渉妥結の第一号は英国で、5月8日に二国間貿易協定の締結を発表した(6月30日発効)。内容としては、自動車関税は10万台の低関税率を設定。「相互関税」は対米貿易収支が赤字の為、最低限の10%とされた。

第二号はベトナムで、7月2日にトランプ大統領がSNSで「貿易交渉合意」を発表した。「相互関税」の関税率は当初発表された46%から20%に削減された。但し、第三国からの積み替え輸出(中国製品を想定)については関税率40%とされた。

5. 日韓両国と米国の関税交渉

北東アジアの中で日本と韓国について、個別交渉の結果をまとめたものが(表4)である。日韓と同じく、自動車が対米輸出品目として大きいEUを、比較のために表に加えている。

「相互関税」については、3か国・地域とも4月に一旦下げられた上乗せ分の関税率が9月1日に復活し、25%となる予定であった。まず日本が7月22日に、政府機関による投融資、信用保証枠を設定し、5500億ドルの対米直接投資を実現する条件で、交渉を妥結させた。「相互関税」の関税率は15%に抑えられ、焦点だった自動車関税は25%から15%に引き下げられることとなった。

次いでEUも7月27日に同様の関税率で交渉を妥結させた。EUは6000億ドルの対米直接投資を合意に盛り込んだが、これは純粋に民間ベースの目標数値で、日本の約束とは内容が異なるものであった。またEUが準備していたアメリカに対する制裁関税の発動は取りやめとなった。

こうして、競争相手国に合意を先行された韓国は、交渉を急がざるを得ない立場に追い込まれた。この為、日本と比較して自国の経済規模に比して大きな額である3000億ドルの対米直接投資を約束し、「相互関税」の引き上げ直前の7月30日に、日本、EUと同様の関税率で米国との交渉を妥結させた。

² 関税率=(米国の貿易赤字額÷米国の輸入額)÷2の計算式で求めたと見られる。計算結果が10%以下または貿易収支が米国の黒字の場合、関税率は最低限度の10%に設定。

表3 「相互関税」の国別関税率(2025年4月2日時点発表)と推定される計算根拠

	米国の貿易赤字／黒字 (億ドル)	米国の輸入額 (億ドル)	貿易赤字÷輸入額 (%)	米国が主張する 各国・地域による 関税率(%)	米国が課す 相互関税率 (%)
カンボジア	-123	127	97.4	97	49
ベトナム	-1235	1366	90.4	90	46
スリランカ	-26	30	87.7	88	44
バングラデシュ	-62	84	73.5	74	37
タイ	-456	633	72.0	72	36
中国	-2954	4389	67.2	67	34
インドネシア	-178	281	63.6	64	32
台湾	-739	1163	63.5	64	32
スイス	-384	634	60.6	61	31
南アフリカ	-88	147	60.2	60	29
パキスタン	-29	51	58.3	58	30
インド	-456	874	52.2	52	26
韓国	-660	1315	50.1	50	25
マレーシア	-248	525	47.2	47	24
日本	-685	1482	46.1	46	24
EU	-2356	6058	38.8	39	20
フィリピン	-49	142	34.4	34	17
イスラエル	-74	222	33.4	33	17
シンガポール	28	432	—	10	10
トルコ	-15	167	8.6	10	10
英国	119	681	—	10	10
ブラジル	74	423	—	10	10
チリ	17	165	—	10	10
コロンビア	13	177	—	10	10

注：金額は千万単位は四捨五入、%は小数点2位以下切り捨て。マイナスは米国の貿易赤字。

米国が主張する各国・地域による関税率の2分の1が相互関税率とほぼ一致

出所：「トランプ関税」の税率、貿易赤字÷輸入額で計算か」日本経済新聞電子版、2025年4月4日更新

表4 日本、韓国、EUの対米関税交渉の合意内容

	日本	韓国	EU
合意日	7月22日	7月30日	7月27日
「相互関税」	8月1日から適用予定だった関税率25%を15%に引き下げ	8月1日から適用予定だった関税率25%を15%に引き下げ	8月1日から適用予定だった関税率25%を15%に引き下げ
自動車関税	関税率25%から15%に引き下げ(9月16日実施)	関税率25%から15%に引き下げ(10月29日のトランプ・李在明会談で合意)	関税率25%から15%に引き下げ(9月24日に8月1日に遡及して実施)
対米投資	5500億ドルの対米投資(政府機関による投融資、信用保証枠を設定)	3500億ドルの対米投資	6000億ドルの対米投資(但し民間主体)
その他			発動を用意していた米国に対する制裁関税の中止

出所：日本経済新聞他、各種資料から筆者作成

6. 米中間の関税戦争

第二次トランプ政権における米中間の関税戦争は、トランプ関税の嚆矢となった2025年2月4日の対中フェンタニル関税の発動で始まった。中国は報復として、2月10日にLNG、石炭などに最大15%の追加関税を課した。米国は3月4日にフェンタニル関税を20%に上げた。中国は3月10日に大豆、トウモロコシなどに最大15%の追加関税を課した。

4月2日に米国が新たに導入した「相互関税」を、中国に対して34%（フェンタニル関税と合計で54%）課すと、米中間の関税戦争は激化の一途をたどり、最終的には米国は4月10日に「相互関税」を125%（フェンタニル関税と合計で145%）に、中国は報復関税を125%に上げた。米中は相互に禁止的な関税率を持つに至った。

この状況を打開するために5月10日に第一回の米中閣僚級協議が開かれた。ここで相互の関税率は劇的に引き下げられ、米国

は「相互関税」を10%（フェンタニル関税と合計で30%）に下げた。中国も報復関税を10%に下げた。6月9日には第二回閣僚級協議が開かれ、第一回の合意事項の確認が行われた。関税率については第一回合意から変更なく、合意内容の文書による公式発表はなかったが、中国によるレアアース輸出規制の緩和、米国による対中半導体輸出規制の一部緩和が合意されたと見られている。

これ以降、5月に引き下げられた関税率が再び上げられることはなかった。ただし、10月にトランプ大統領がSNSで100%の追加関税を行うという投稿を行った。この背景には9月30日に米国が行った半導体関連のエンティティリストの拡大と、それに対抗して10月9日に中国が行ったレアアース関連の輸出規制強化があったと見られている。結局この際も関税引き上げは行われず、10月25日の第五回の閣僚級協議で関税引き下げの延長が合意されている。これらの経緯から中国側のレアアース輸出規制の強化が、米国の関税引き上げへの対抗措置として、有効に働いていたことが推察される。

表5 米中間の関税戦争の経緯(2025～2026年)

日にち	内容
2025年2月4日	米国：中国から全ての輸入品に10%の追加関税(フェンタニル関税)を課す。
2月10日	中国：LNG、石炭などに最大15%の追加関税を課す。
3月4日	米国：フェンタニル関税を20%に上げる。
3月10日	中国：大豆、トウモロコシなどに最大15%の追加関税を課す。
4月2日	米国：中国に34%の「相互関税」(フェンタニル関税と合計で54%)を課す。
4月4日	中国：米国に34%の報復関税を課す。
4月9日	米国：「相互関税」を84%（フェンタニル関税と合計で104%）に上げる。
4月10日	中国：報復関税を84%に上げる。
4月10日	米国：「相互関税」を125%（フェンタニル関税と合計で145%）に上げる。
4月11日	中国：報復関税を125%に上げる。
5月10～11日	第一回米中閣僚級協議
5月14日	米国：「相互関税」を10%（フェンタニル関税と合計で30%）に下げる。（90日間） 中国：報復関税を10%に下げる。（90日間） LNG、石炭、大豆、トウモロコシなどの追加関税は据え置き。
6月9～10日	第二回米中閣僚級協議、第一回協議の合意履行を確認。
7月28～29日	第三回米中閣僚級協議、「相互関税」の引き下げをさらに90日延長。
9月14～15日	第四回米中閣僚級協議、TikTokの米事業売却の枠組み合意
10月10日	トランプ大統領が11月1日に100%の追加関税を課すとSNSに投稿。
10月12日	中国商務省、追加関税に対する報復を示唆。
10月25～26日	第五回米中閣僚級協議、「相互関税」の引き下げの延長に合意。
11月10日	米国：フェンタニル関税の税率を10%に引き下げ（「相互関税」と合計で20%）、「相互関税」の引き下げを1年延長。
2026年2月24日	米国：「相互関税」、フェンタニル関税が最高裁の判決で無効となったため、通商法122条に基づく関税(10%)を発動。

出所：日本経済新聞他、各種資料から筆者作成

7. IEEPA 関税の違法判決

国際緊急経済権限法(IEEPA)を法的根拠とした関税については、その発動直後から、無効であるとして州政府などを原告とした訴訟が起こされていた。2026年2月20日、連邦最高裁判所はIEEPAを根拠とした関税について無効であるとの判決を出した。判決の論旨としては、IEEPAは米国の国家安全保障、外交政策や経済に対する異例かつ重大な脅威があり、大統領が緊急事態を宣言した場合、特定国に対し大統領権限を行使することを認めているが、その具体的手段として関税を明記していないので、大統領による関税の賦課は認められないというものであった。これによってフェンタニル関税、「相互関税」は無効となった。

行政府は「相互関税」を代替するものとして、2月24日に通商法122条に基づく関税(関税率10%)を発動した(表1)。しかし、この関税にはIEEPAに基づく関税に比して、多くの点で制限がある。まず有効期限が150日間と定められており、また緊急措置という性格から延長は困難と考えられるため、同様の関税を維持したければ、有効期限内に他の関税の発動の用意をしなければならない。また、関税率には15%の上限が定められているため、2025年の中国との関税戦争のような、無制限な関税率の引き上げは行えない。関税の目的は国際収支の赤字に対応するためと明記されているので、フェンタニル関税のように、通商政策以外の政策手段としてこれを用いることはできない。さらに関税率は全世界に対して一律と考えられるので、「相互関税」のように各国に対して差別的に適用することはできない。

このようにトランプ政権による恣意的な関税の濫用は、この判決でひとまず一定の籐をはめられることとなった。

<参考文献>

- 梅川健(2026)「関税政策にみるドナルド・トランプの国家観とアメリカの権力分立制」『安全保障研究』第8巻第1号、2026年4月、鹿島平和研究所/安全保障外交政策研究会
- 日本貿易振興機構(2024)「トランプ次期政権下で取られ得る関税政策(米国)実現可能性と法的根拠」『地域・分析レポート』2024年12月10日、日本貿易振興機構(JETRO)
- 日本貿易振興機構(2025)「第2次トランプ次期政権誕生、政策の転換と継続は(米国)」『地域・分析レポート』2025年1月15日、日本貿易振興機構(JETRO)
- 渡邊頼純(2026)「米国の関税措置の具体的プロセスとその結果」『安全保障研究』第8巻第1号、2026年4月、鹿島平和研究所/安全保障外交政策研究会

8. 結び

以上見てきたように、第二次トランプ政権発足から一年余を経て、トランプ関税は当初の予定からは、かなり姿を変えて運用されているといえる。

トランプ政権の世界各国との個別交渉の方針は、当初、大多数の国々との間は米国の思惑通りに進むように見えた。製造業品を主に輸出する北東アジアの日本と韓国も、米国との個別交渉で、自動車関税等の関税率の引き下げと引き換えに、米国に対して大規模な直接投資の実施を約束することとなった。

しかし、米国にとって最大の二国間貿易収支の赤字先であり、トランプ関税の最大のターゲットであったはずの中国との交渉においては、フェンタニル関税と「相互関税」を合わせて、100%を超えるような禁止的な関税率を打ち出したにも関わらず、アメリカ側の意向に従わせることができなかった。これは中国がレアアースの輸出規制や米国産大豆の輸入制限などの、米国に対する有効な対抗措置を有していたためと考えられる。

さらに、2026年2月20日の連邦最高裁判所によるIEEPA関税の無効判決は、トランプ関税の根幹を掘り崩すこととなった。このうち「相互関税」は通商法212条による新関税で代替されることとなったが、関税率は10%で共通とされ、中国を含む多くの国に対しては引き下げられた。また関税賦課の目的、関税率などについても大きな制約が課せられることとなった。

本稿で整理したトランプ関税の諸目標が、そもそも関税によって経済的に達成可能であったか否かは置くと、その前段階において、政権が必要と考えた関税の発動が阻止されたことは、政策として大きな挫折であったことは明らかであろう。